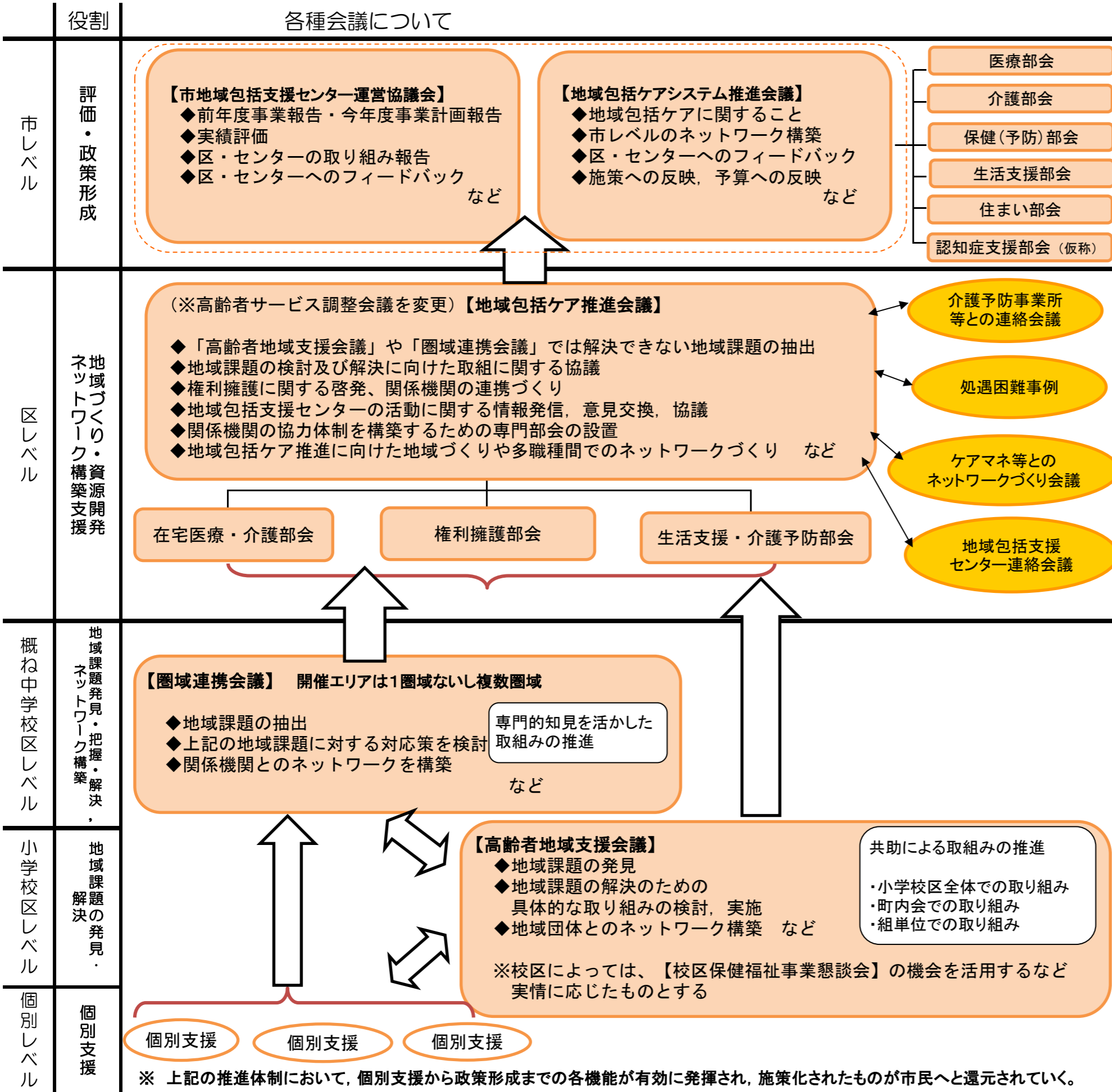


福岡市における地域包括ケアに関する推進体制について（平成27年度以降）

参考



各種会議の参加者等

【市地域包括支援センター運営協議会】

＜目的＞ 福岡市地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保
その他センターの円滑かつ適正な運営を図る。

＜事務局＞ 地域包括ケア推進課

＜参加者＞ 介護事業者、職能団体、介護保険の被保険者、地域ケアに関する学識経験者 など

【地域包括ケアシステム推進会議】

＜目的＞ 福岡市の地域包括ケアシステム構築に向けて、行政及び関係団体等が、主体的な取組を行うとともに、相互の連携強化を図り、システムのあり方を検討する。

＜事務局＞ 地域包括ケア推進課

＜参加者＞ 職能団体、介護事業者、地域包括ケアに関する学識経験者 など

【地域包括ケア推進会議】

＜目的＞ 区における地域包括ケアの推進に向けて地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護の推進などを図るため、各機関の代表者などから成る推進会議を設置する。

なお、同会議において、地域包括ケア推進の中核的役割を担う地域包括支援センターについて、より地域に密着した活動の実現を目指し、情報発信や意見交換等を行う。

＜事務局＞ 各区地域保健福祉課

＜参加者＞ 職能団体、介護事業者、民生委員、自治協議会、社会福祉協議会、衛生連合会、地域包括支援センター など

＜部会について＞

- ・「在宅医療・介護部会」: 医療と介護のネットワークが構築され、効率的・効果的できめ細かなサービスの提供を目指す。
- ・「生活支援・介護予防部会」: 高齢者が社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるため、同一部会で高齢者への多様な生活支援の提供のしくみを併せて協議し、地域における高齢者支援と生活支援の基盤づくりを目指す。
- ・「権利擁護部会」: 高齢者の権利擁護や虐待への連携した取り組みについて協議。

なお、部会については、保健・医療・介護・福祉などの分野で実働する職員を中心に構成し、会議、研修会、意見交換会、事例勉強会等を行うものとする。

【圏域連携会議】

＜目的＞ 圏域における多職種連携のためのネットワーク構築や個別支援会議において事例検討抽出された地域課題の検討を行う。

また、事例検討などを通し、専門職種の質の向上を図る。

＜事務局＞ 地域包括支援センター(当面は、各区地域保健福祉課が支援する)

＜参加者＞ 地域課題の解決に貢献できる者・団体、介護事業所、訪問看護、医療機関 など

例) 居宅介護支援専門員、訪問看護師、医師、民生委員、自治協議会 など

【高齢者地域支援会議】

＜目的＞ 個別課題の解決を図るため、校区等における地域の共助力(見守り等の生活支援)を醸成するネットワーク構築を行う。

また、個別課題の蓄積等により地域における課題を発見し、上記ネットワークを活用して解決に向けた取組等について検討する。

＜事務局＞ 各区地域保健福祉課/地域包括支援センター

＜参加者＞ 地域課題の解決に貢献できる者・団体 など

例) 民生委員、自治協議会、社会福祉協議会、衛生連合会 など

【個別支援】

事例に応じた多職種による個別の連絡調整とタイムリーな支援

※個別ケース検討は、地域包括支援センターがコーディネイト機能を担う。

※ 上記の推進体制において、個別支援から政策形成までの各機能が有効に発揮され、施策化されたものが市民へと還元されていく。